

社会福祉法人茨木市社会福祉協議会に対する補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（昭和54年茨木市条例第2号）及び社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則（昭和54年茨木市規則第7号。第3及び第4において「規則」という。）に定めるもののほか、社会福祉法人茨木市社会福祉協議会に対し補助金を交付するために必要な事項について定めるものとする。

(助成経費の種類)

第2 助成する経費の種類は、次に掲げるもの（補助金の交付を受けるものが消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の課税事業者の場合は消費税等を除く。）とする。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施に要する経費
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助に要する経費
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成に要する経費
- (4) 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業に要する経費
- (5) その他市長が社会福祉事業上必要と認める経費

(補助金の交付申請)

第3 補助金の交付を受けようとするときは、規則第4条に定める申請書に市長が指定する書類を添えて、指定された期日までに提出しなければならない。

(補助金の交付請求)

第4 規則第6条に規定する社会福祉法人助成決定通知書を受けた者は、茨木市社会福祉協議会補助金交付請求書（様式第1号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

(補助金の交付)

第5 市長は、第4の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めるときは、当該請求者に補助金を概算払により交付する。

(変更の申請等)

第6 補助金の交付を申請した者は、助成決定通知後において当該事業計画の内容を変更しようとするときは、茨木市社会福祉協議会補助金交付変更承認申請書（様式第2号）に市長が指定する書類を添えて提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長はその内容を審査し、適当と認められたものについて決定の内容を変更したときは、茨木市社会福祉協議会補助金変更承認通知書（様式第3号）により、変更しないときは、茨木市社会福祉協議会補助金変更不承認通知書（様式第3号の2）により、申請者に通知する。

3 前項の補助金変更承認通知書を受けた者は、第4に準じて変更承認に係る補助金の交付を請求しなければならない。

（実績報告）

第7 補助金の交付の決定を受けた者は、事業終了後、事業完了実績報告書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて、指定された期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定等）

第8 市長は、第7の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、茨木市社会福祉協議会補助金確定通知書（様式第5号）により報告書を提出した者に通知する。

（補助金の精算）

第9 第8の補助金確定通知書を受けた者は、当該補助金について、精算の手続を行わなければならない。この場合において、その確定額と既に受けた概算額に過不足があるときは、指定された期日までに茨木市社会福祉協議会補助金精算追加分交付請求書（様式第6号）により不足額を請求し、又は超過額を返還しなければならない。

（立入検査）

第10 市長は、補助金の執行の適正を期し、助成事業の円滑な推進を図るため、その職員に、助成対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

（帳簿等の整備）

第11 補助金の交付を受けた者は、当該助成事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかななければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

（書類の保存）

第12 補助金の交付を受けた者は、当該助成事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該助成事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(助成の取消し等)

第13 市長は、補助金の交付を受ける者あるいは受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により助成を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。

(4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。

(5) 市長の承認を受けずに、当該補助金を交付した事業が終了した日からその日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までの間に、当該施設等の全部又は一部を売却し、譲渡し、貸与し、又は廃止したとき。

(6) その他市長が不相当と認めたとき。

(市長の指示)

第14 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

(委任)

第15 この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年6月14日から実施する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の社会福祉法人茨木市社会福祉協議会に対する助成金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年6月10日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。